

新座市公共施設再配置計画策定に向けた 市民説明会

令和8年4月18日、21日、23日、24日開催

【注意】

この資料は、新座市公共施設再配置計画(素案)をもとに、
市民説明会向けに内容を一部抜粋、加工したものです。

お示しした素案は、各種調査や、審議会で提起された意見等を踏まえて
市として取りまとめたものです。

今後、市民から提起される意見等を参考に、最終計画案にしていきます。

目次

1. 対象施設一覧	1
2. 現状の配置状況	3
3. 類型ごとの再配置方針	4
4. 集会施設（公民館・コミュニティセンター、ふれあいの家、 集会所）の配置状況	54

1. 対象施設一覧

本計画の対象施設は、次の表に示す市有公共建築物とし、以降、本計画の中では「公共施設」として扱います。また、この計画では施設の機能を基本に17の類型に分類し、整理していきます。

図表 本計画対象施設

No.	類型	施設数	対象施設
1	公民館・コミュニティセンター	8	中央公民館、栗原公民館、栄公民館、畑中公民館、大和田公民館、野火止公民館、東北コミュニティセンター、西堀・新堀コミュニティセンター
2	ふれあいの家	5	栗原、新堀、東、北野、新座
3	集会所	37	池田・前原、栄、栄中央、栄五丁目、道場、野寺、野寺三丁目、野寺上、栗原第一、栗原の森、武野、栗原六丁目、北原、石神、堀ノ内、新堀一丁目、新堀三丁目、西堀、あたご・菅沢、馬場、大和田一丁目、大和田杉山、大和田、新座一丁目、野火止一丁目、中原・本多、西分、菅沢、野火止四丁目、野火止五丁目、野火止中、野火止、野火止八丁目、中野、北野・東北、東一丁目、東三丁目
4	高齢福祉施設	8	老人福祉センター、第二老人福祉センター、福祉の里老人福祉センター、高齢者いきいき広場5施設（池田、西堀、東野、八石、新堀）
5	障がい福祉施設	10	障がい者福祉センター、児童発達支援センター、福祉工房さわらび、ふらっと、福祉工房楓、けやきの家、くるみの木、にいざ生活支援センター、アイズ、こぶしの森
6	スポーツ施設	2	市民総合体育館、福祉の里体育館
7	庁舎等	6	市役所本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、第四庁舎、第五庁舎 新座駅北口土地区画整理事務所※1
8	文化施設等	6	市民会館、ふるさと新座館（ホール）、歴史民俗資料館、遺跡資料作業室、中央図書館、福祉の里図書館
9	保健施設	1	保健センター
10	児童センター	2	児童センター、福祉の里児童センター
11	その他施設	2	シルバー人材センター、市営墓園
12	学校	23	小学校17校（大和田、西堀、片山、第四、八石、東北、野火止、野寺、池田、新堀、東野、栄、石神、新開、栗原、陣屋新座） 中学校6校（新座、第二、第三、第四、第五、第六）
13	児童施設	18	放課後児童保育室※2 17施設（大和田、西堀、片山、第四、八石、東北、野火止、野寺、池田、新堀、東野、栄、石神、新開、栗原、陣屋、新座）、東野ココフレンド
14	保育園	9	保育園（第一、第二、栄、西堀、北野、新座、栗原、北野の森、新堀）
15	消防施設	8	消防団車庫（第一分団、第二分団、第三分団、第四分団、第五分団、第六分団、第七分団、第八分団）
16	公園施設	2	総合運動公園管理事務所、栄緑道管理事務所
17	自転車駐車場等	6	三軒屋自転車駐車場、三軒屋公園前自転車駐車場、栗原五丁目自転車駐車場、新座駅南口地下自転車駐車場、志木駅南口地下自転車駐車場、志木駅前公衆トイレ
	合計	153	

※1：建物3棟で構成されていますが、対象施設としては1施設とします。

※2：「東北放課後児童保育室」のように、複数の建物がある場合でも1施設とします。

前ページの表は対象施設の機能に着目して分類したものです。なお、下表のように異なる機能・目的を持つ複数の施設で1つの建物が構成されている場合があります（複合施設）。

図表 複合移設一覧

建物の名称	類型	設置されている施設（機能）
ふるさと新座館	公民館・コミュニティセンター	野火止公民館
	文化施設等	ふるさと新座館（ホール）
福祉の里※1	障がい福祉施設	障がい者福祉センター
	高齢福祉施設	福祉の里老人福祉センター
	児童センター	福祉の里児童センター
	文化施設等	福祉の里図書館
	スポーツ施設	福祉の里体育館
	障がい福祉施設	こぶしの森
市民会館・中央図書館	文化施設等	市民会館
		中央図書館
保健センター・歴史民俗資料館	保健施設	保健センター
	文化施設等	歴史民俗資料館
新堀保育園・新堀高齢者いきいき広場	保育園	新堀保育園
	高齢福祉施設	新堀高齢者いきいき広場

※1：障がい者福祉センター、福祉の里老人福祉センター、福祉の里児童センター、福祉の里図書館、福祉の里体育館までは複合施設棟、こぶしの森は障がい者支援施設棟となっています。

また、下記の施設は小学校校舎内に設置されている施設（余裕教室を活用した施設）です。

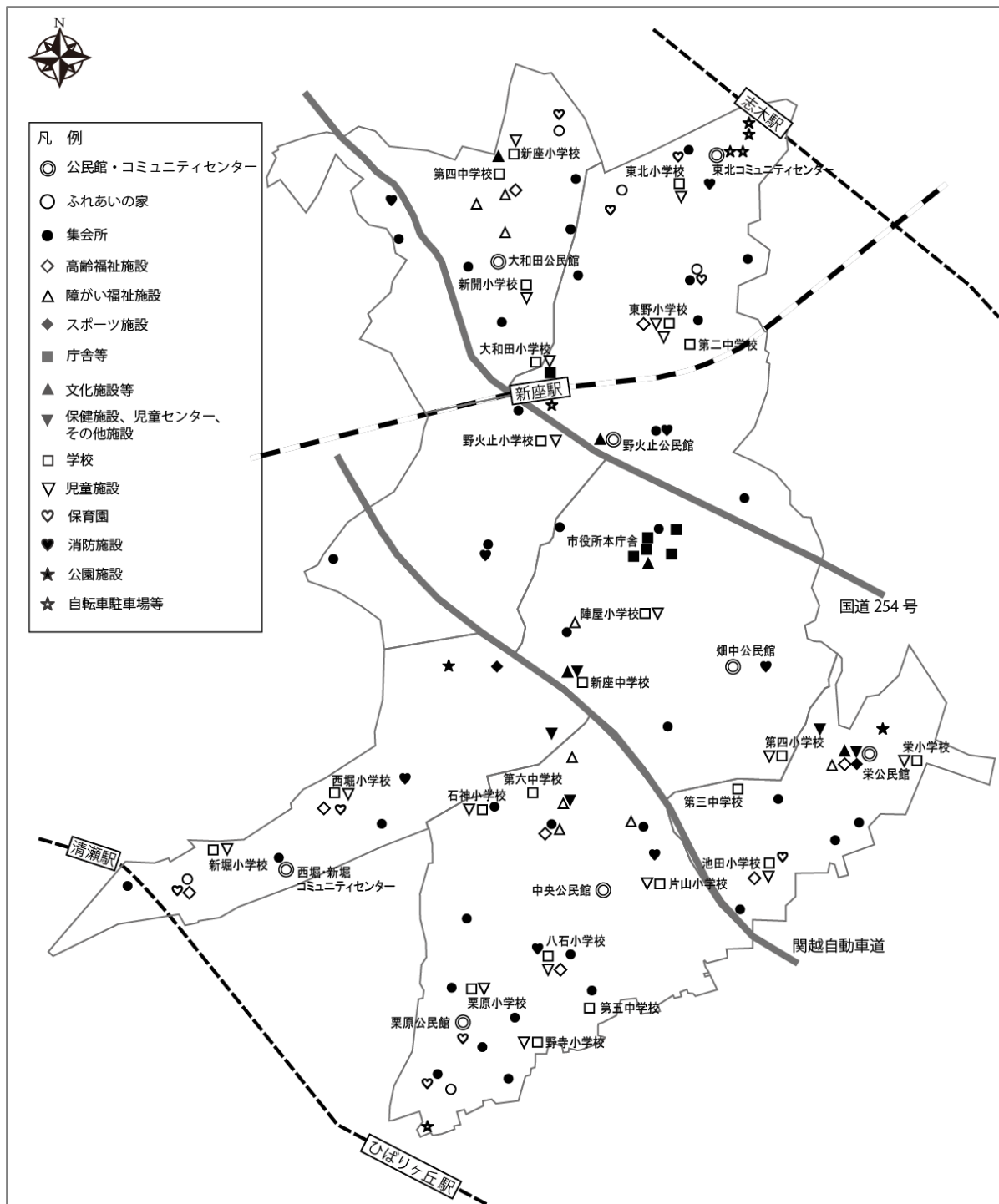
図表 本計画対象施設における小学校校舎内施設

小学校	類型	設置されている施設
大和田小学校	児童施設	大和田放課後児童保育室（第1）
東野小学校	高齢福祉施設	東野高齢者いきいき広場
片山小学校	児童施設	片山放課後児童保育室
池田小学校	高齢福祉施設	池田高齢者いきいき広場
栄小学校	児童施設	栄放課後児童保育室
八石小学校	児童施設	八石放課後児童保育室
	高齢福祉施設	八石高齢者いきいき広場
西堀小学校	高齢福祉施設	西堀高齢者いきいき広場
新堀小学校	児童施設	新堀放課後児童保育室（第1）
石神小学校	児童施設	石神放課後児童保育室

2. 現状の配置状況

本計画の対象となる公共施設 153 施設の設置状況は以下のとおりです。

図表 施設類型別位置図



3. 全施設の再配置方針

本計画の対象施設 153 施設を 17 類型に区分し、各施設の配置方針を次ページ以降に示します。

【類型別再配置方針の見方】

※基本的に見開き（2 ページ）で構成しています

【施設一覧の見方】

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
中央公民館	道場2-14-12	直営	有料	月曜日、年末年始
栗原公民館	栗原3-8-34	直営	有料	
栄公民館	新塚1-4-2	直営	有料	
畑中公民館	畑中1-15-58	直営	有料	
大和田公民館	大和田1-26-16	直営	有料	
野火止公民館	野火止6-1-48	指定管理	有料	
東北コミュニティセンター	東北2-28-5	直営	有料	
西堀・新堀コミュニティセンター	新堀1-5-9	直営	有料	

有料：貸館を実施し、施設利用時に料金が発生する施設
 無料：市民が自由に利用でき料金が発生しない施設
 ー：利用料が対象外となる施設（保育園等、サービス提供に対する対価を別に徴収している施設を含む。）

直営：市が直接管理運営している施設
 委託：事業者に管理運営を委託している施設
 一部委託：事業者に管理運営の一部を委託している施設
 指定管理：指定管理者制度により管理運営を行っている施設

築 40 年以上を経過した建物について、大規模な改修工事の実施状況（※LGS 造、W 造は長寿命化対象外）

記載例 ー：築 40 年未満（対象外含む※）
 未実施：築 40 年以上で実施していない建物
 実施済：築 40 年以上で実施した建物
 実施中：令和 7 年度に工事を実施している建物
 一部実施：耐震改修等一部の改修を実施した建物

令和 7 年(2025 年)を基準とした建物の経過年数

小数点第 1 位を四捨五入した値。附属建物は含まない

建物の敷地の所有状況

【施設概要の見方】



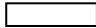




施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
	昭和	平成						
中央公民館	1978年	昭和53年	47年	1,632㎡	RC造	旧(適)	未実施	一部借地
栗原公民館	1984年	昭和59年	41年	882㎡	RC造	新	未実施	一部借地
栄公民館	1983年	昭和58年	42年	819㎡	RC造	新	実施中	市有地
畑中公民館	1986年	昭和61年	39年	1,078㎡	RC造	新	ー	市有地
大和田公民館	1987年	昭和62年	38年	1,166㎡	RC造	新	ー	市有地
野火止公民館	2012年	平成24年	13年	1,042㎡	SRC造	新	ー	市有地
東北コミュニティセンター	1981年	昭和56年	44年	742㎡	RC造	旧(済)	未実施	市有地
西堀・新堀コミュニティセンター	1985年	昭和60年	40年	1,489㎡	RC造	新	未実施	市有地
類型平均			38年	1,106㎡	-	-	-	-

建物の構造区分
 記載例 RC 造：鉄筋コンクリート造
 SRC 造：鉄骨鉄筋コンクリート造
 S 造：鉄骨造
 LGS 造：軽量鉄骨造
 W 造：木造

旧：昭和 56 年(1981 年) 6 月より前の耐震基準による施設で対策未実施の施設
 旧(適)：耐震診断の結果適合であった施設
 旧(済)：耐震改修実施済の施設
 新：昭和 56 年(1981 年) 6 月以降の耐震基準による施設

【施設の再配置方針の見方】




対象施設について計画期間内（20年間）に実施する再配置方針（以下の8区分）

- 1. 更新 2. 集約化 3. 複合化 ⇒ 表中 
- 4. 長寿命化 ⇒ 表中 
- 5. 現状維持 ⇒ 表中 
- 6. 統合 ⇒ 表中  
- 7. 移転 ⇒ 表中 
- 8. 廃止 ⇒ 表中 

※現状維持とした施設のうち、施設のあり方について検討した施設は（ ）内に今後の方向性を示す
 ※統合とした施設は（ ）に統合する施設・統合される施設を示す

設定した再配置方針に基づく事業実施時期の目安

- 短期：～5年
- 中期：6～10年
- 長期：11～20年

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 中央公民館 [RC造/47年]	更新 集約化 複合化	利用圏域が重なる中央公民館と栗原公民館との機能を 集約化 します。また、老朽化が進行している老人福祉センターの機能を含め、 更新 します。 八石小学校の統合検討により、その敷地を新施設の候補地の一つとして検討します。			
2. 栗原公民館 [RC造/41年]					
3. 栄公民館 [RC造/42年]	現状維持	令和7年度に長寿命化改修工事を実施します。今後も適切な維持管理を行います。	—	—	—
4. 畑中公民館 [RC造/39年]	現状維持 (廃止検討)	栄公民館と利用圏域が重複し、居住誘導区域外のため、将来的に長寿命化改修は実施せず、当面は通常修繕で機能を維持し、築60年を目安に廃止を検討します。	—	—	—
5. 大和田公民館 [RC造/38年]	現状維持 (廃止検討)	野火止公民館や新座、北野、東ふれあいの家と利用圏域が重複することから、当面は通常修繕で機能を維持し、築60年を目安に廃止を検討します。	—	—	—
6. 野火止公民館 [SRC造/13年]	現状維持	都市機能誘導区域内に立地していることから、施設の必要性は高いです。計画期間中に長寿命化改修工事の実施対象とはならないことから、適切な維持管理を行います。	—	—	—
7. 東北コミュニティセンター [RC造/44年]	複合化 廃止	(仮称)三軒屋公園等複合施設の建設により、既存施設は 廃止 します。機能は複合施設に包含される形で継続します。			
8. 西堀・新堀コミュニティセンター [RC造/40年]	長寿命化	市内の地域バランス（人口密度／公共施設量）を考慮し、施設存続のための 長寿命化 改修工事を実施します。			

- ①再配置方針の設定に当たったの考え方
- ②再配置方針に基づき計画期間中（20年間）に実施する事業や維持管理の内容
- ③維持管理や検討に当たったの課題や懸念事項等を記載

類型1：公民館・コミュニティセンター（8施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
中央公民館	道場 2-14-12	直営	有料	月曜日、年末年始
栗原公民館	栗原 3-8-34	直営	有料	
栄公民館	新塚 1-4-2	直営	有料	
畑中公民館	畑中 1-15-58	直営	有料	
大和田公民館	大和田 1-26-16	直営	有料	
野火止公民館	野火止 6-1-48	指定管理	有料	
東北コミュニティセンター	東北 2-28-5	直営	有料	
西堀・新堀コミュニティセンター	新堀 1-5-9	直営	有料	

- ◆公民館は、社会教育法において市町村が設置するものとされている施設であり、「住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」施設です。
- ◆コミュニティセンターは、実態上は公民館ほぼ同じ機能を持つ施設で、地域住民が集会等で利用するほか、公民館と同様に各種講座を実施しています。

施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
中央公民館	1978年	昭和53年	47年	1,632㎡	RC造	旧(適)	未実施	一部借地
栗原公民館	1984年	昭和59年	41年	882㎡	RC造	新	未実施	一部借地
栄公民館	1983年	昭和58年	42年	819㎡	RC造	新	実施中	市有地
畑中公民館	1986年	昭和61年	39年	1,078㎡	RC造	新	—	市有地
大和田公民館	1987年	昭和62年	38年	1,166㎡	RC造	新	—	市有地
野火止公民館	2012年	平成24年	13年	1,042㎡	SRC造	新	—	市有地
東北コミュニティセンター	1981年	昭和56年	44年	742㎡	RC造	旧(済)	未実施	市有地
西堀・新堀コミュニティセンター	1985年	昭和60年	40年	1,489㎡	RC造	新	未実施	市有地
類型平均			38年	1,106㎡	-	-	-	-

施設に関する課題


- ・建物全体の老朽化が進行しています。
- ・稼働率が低くニーズにマッチしていないと考えられる設備の利活用を含めた今後の施設のあり方の検討が必要です。
- ・後述するふれあいの家、集会所との一部機能の重複がみられます。

再配置方針の検討に当たっての視点

- ・施設の老朽化度合い（計画期間中は現有施設を継続使用できるか）
- ・代替となる施設の有無
- ・利用状況
- ・敷地の所有状況（市有地か借地か）

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 中央公民館 [RC造/47年]	更新 集約化 複合化	利用圏域が重なる中央公民館と栗原公民館との機能を 集約化 します。また、老朽化が進行している老人福祉センターの機能を含め、 更新 します。 八石小学校の統合検討により、その敷地を新施設の候補地の一つとして検討します。			
2. 栗原公民館 [RC造/41年]					
3. 栄公民館 [RC造/42年]	現状維持	令和7年度に長寿命化改修工事を実施します。今後も適切な維持管理を行います。	—	—	—
4. 畑中公民館 [RC造/39年]	現状維持 (廃止検討)	栄公民館と利用圏域が重複し、居住誘導区域外のため、将来的に長寿命化改修は実施せず、当面は通常修繕で機能を維持し、築60年を目安に廃止を検討します。	—	—	—
5. 大和田公民館 [RC造/38年]	現状維持 (廃止検討)	野火止公民館や新座、北野、東ふれあいの家と利用圏域が重複することから、当面は通常修繕で機能を維持し、築60年を目安に廃止を検討します。	—	—	—
6. 野火止公民館 [SRC造/13年]	現状維持	都市機能誘導区域内に立地していることから、施設の必要性は高いです。計画期間中に長寿命化改修工事の実施対象とはならないことから、適切な維持管理を行います。	—	—	—
7. 東北コミュニティセンター [RC造/44年]	複合化 廃止	(仮称)三軒屋公園等複合施設の建設により、既存施設は 廃止 します。機能は 複合施設に包含 される形で継続します。			
8. 西堀・新堀コミュニティセンター [RC造/40年]	長寿命化	市内の地域バランス（人口密度／公共施設量）を考慮し、施設存続のための 長寿命化 改修工事を実施します。			

地区別の 配置方針

□公民館・コミュニティセンターは、市民の文化活動や多世代交流など、地区の中核となる施設であることから、新座市立地適正化計画における5つの拠点(都市拠点：志木駅周辺、新座駅周辺、行政拠点：新座市役所周辺、生活拠点：ひばりヶ丘北口周辺、準生活拠点：福祉の里周辺)を勘案した居住誘導区域内における配置を基本とします。

類型2：ふれあいの家（5施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
栗原ふれあいの家	栗原 5-2-15	一部委託	有料	月曜日、年末年始
新堀ふれあいの家	新堀 2-7-29	一部委託	有料	
東ふれあいの家	東 2-4-8	一部委託	有料	
北野ふれあいの家	北野 2-15-32	一部委託	有料	
新座ふれあいの家	新座 2-14-61	一部委託	有料	

- ◆ふれあいの家は、新座市立集会所条例に基づき設置している施設で、地域活動を活性化することを目的とした独自の政策に基づくものです。地域住民の集会等で利用されています。
- ◆ふれあいの家は、集会所よりも多目的な利用が可能な有料の施設で、会議室、実習室、和室、ホール（北野・新座はなし）、軽体育室（北野・新座のみ）、音楽室（北野のみ）を設置しています。

施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
栗原ふれあいの家	1994年	平成6年	31年	497㎡	S造	新	—	市有地
新堀ふれあいの家	1993年	平成5年	32年	383㎡	S造	新	—	市有地
東ふれあいの家	1992年	平成4年	33年	349㎡	S造	新	—	市有地
北野ふれあいの家	2014年	平成26年	11年	488㎡	S造	新	—	市有地
新座ふれあいの家	2015年	平成27年	10年	430㎡	S造	新	—	市有地
類型平均			23年	429㎡	-	-	-	-

施設に関する課題



- ・建物全体の老朽化が進行しつつあります。
- ・公民館や集会所と比較して「今まで利用したことがない」「ほとんど利用したことがない」の割合が多く、自由意見として設備や料金に対する不満を訴える内容があることも踏まえると、ふれあいを家の役割が中途半端であると考えられます。
- ・公民館・コミュニティセンター、集会所との一部機能の重複がみられます。

再配置方針の検討に当たっての視点

- ・施設の老朽化度合い（計画期間中は現有施設を継続使用できるか）
- ・公民館、集会所など、代替となる機能を持つ施設の有無
- ・利用状況

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 栗原ふれあいの家 [S造/31年]	現状維持 (廃止または 複合化検討)	施設規模が小さく、将来的存続の必要性は薄いことから、長寿命化改修工事は実施せず、当面は通常修繕で機能を維持し、大規模改修時期(築60年を目安)に廃止を検討します。 必要機能を厳選の上、他の公共施設跡地を活用し複合化も視野に継続を検討します。			
2. 新堀ふれあいの家 [S造/32年]	長寿命化	市内の地域バランス(人口密度/公共施設量)を考慮し施設存続のための長寿命化改修工事を実施します。			
3. 東ふれあいの家 [S造/33年]	長寿命化	都市機能誘導地域に近接し、引き続き機能存続の必要性が高いため、長寿命化改修工事を実施します。			
4. 北野ふれあいの家 [S造/11年]	現状維持	建築後10年程度であり、計画期間中に長寿命化改修工事の実施対象とはならないことから、適切な維持管理を行います。			
5. 新座ふれあいの家 [S造/10年]	現状維持	建築後10年程度であり、計画期間中に長寿命化改修工事の実施対象とはならないことから、適切な維持管理を行います。			

地区別の 配置方針

□ふれあいの家は、公民館・コミュニティセンターと類似した機能を持つ施設であり、より身近に市民の文化活動や多世代交流などを行うことができる施設であることから、新座市立地適正化計画における5つの拠点(都市拠点:志木駅周辺、新座駅周辺、行政拠点:新座市役所周辺、生活拠点:ひばりヶ丘駅北口周辺、準生活拠点:福祉の里周辺)を勘案した居住誘導区域内における配置を基本とします。

類型3：集会所（37施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
池田・前原集会所	池田 5-10-29	馬場集会所	馬場 4-3-36	一部委託	無料	月曜日 年末年始
栄集会所	栄 1-2-24	大和田一丁目集会所	大和田 1-10-11			
栄中央集会所	栄 4-5-23	大和田杉山集会所	大和田 4-6-31			
栄五丁目集会所	栄 5-2-17	大和田集会所	大和田 5-12-25			
道場集会所	道場 1-13-53	新座一丁目集会所	新座 1-12-8			
野寺集会所	野寺 2-5-25	野火止一丁目集会所	野火止 1-2-19			
野寺三丁目集会所	野寺 3-8-17	中原・本多集会所	野火止 2-7-12			
野寺上集会所	野寺 5-5-12	西分集会所	野火止 3-5-15			
栗原第一集会所	栗原 1-6-48	菅沢集会所	野火止 3-13-11			
栗原の森集会所	栗原 2-4-41	野火止四丁目集会所	野火止 4-19-6			
武野集会所	栗原 3-7-7	野火止五丁目集会所	野火止 5-29-34			
栗原六丁目集会所	栗原 6-5-22	野火止中集会所	野火止 7-6-16			
北原集会所	石神 1-1-3	野火止集会所	野火止 7-18-36			
石神集会所	石神 4-5-20	野火止八丁目集会所	野火止 8-7-28			
堀ノ内集会所	堀ノ内 2-3-48	中野集会所	中野 1-2-3			
新堀一丁目集会所	新堀 1-5-29	北野・東北集会所	北野 3-8-26			
新堀三丁目集会所	新堀 3-1-17	東一丁目集会所	東 1-8-53			
西堀集会所	西堀 1-10-32	東三丁目集会所	東 3-14-10			
あたご・菅沢集会所	あたご 3-13-6					

- ◆集会所は、新座市立集会所条例に基づき設置している施設で、地域活動を活性化することを目的とした市独自の政策に基づくものです。
- ◆地域住民の集会等で利用されています。



施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
池田・前原集会所	1996年	平成8年	29年	204㎡	LGS造	新	—	市有地
栄集会所	2003年	平成15年	22年	174㎡	LGS造	新	—	市有地
栄中央集会所	1999年	平成11年	26年	200㎡	LGS造	新	—	市有地
栄五丁目集会所	2011年	平成23年	14年	160㎡	LGS造	新	—	市有地
道場集会所	2023年	令和5年	2年	151㎡	W造	新	—	市有地
野寺集会所	2014年	平成26年	11年	157㎡	S造	新	—	市有地
野寺三丁目集会所	1983年	昭和58年	42年	100㎡	LGS造	新	—	借地
野寺上集会所	2001年	平成13年	24年	207㎡	LGS造	新	—	借地
栗原第一集会所	1980年	昭和55年	45年	99㎡	LGS造	旧	—	市有地
栗原の森集会所	2006年	平成18年	19年	166㎡	LGS造	新	—	借地
武野集会所	2002年	平成14年	23年	207㎡	LGS造	新	—	借地
栗原六丁目集会所	2014年	平成26年	11年	174㎡	W造	新	—	市有地
北原集会所	2004年	平成16年	21年	181㎡	LGS造	新	—	借地
石神集会所	2012年	平成24年	13年	167㎡	W造	新	—	借地
堀ノ内集会所	2005年	平成17年	20年	179㎡	LGS造	新	—	市有地
新堀一丁目集会所	2018年	平成30年	7年	150㎡	W造	新	—	市有地
新堀三丁目集会所	1982年	昭和57年	43年	103㎡	LGS造	新	—	市有地
西堀集会所	1999年	平成11年	26年	217㎡	LGS造	新	—	一部借地
あたご・菅沢集会所	1996年	平成8年	29年	200㎡	LGS造	新	—	市有地
馬場集会所	2009年	平成21年	16年	155㎡	LGS造	新	—	借地
大和田一丁目集会所	1981年	昭和56年	44年	99㎡	LGS造	旧	—	借地
大和田杉山集会所	2003年	平成15年	22年	179㎡	LGS造	新	—	借地
大和田集会所	1978年	昭和53年	47年	99㎡	LGS造	旧	—	借地
新座一丁目集会所	2005年	平成17年	20年	142㎡	LGS造	新	—	市有地
野火止一丁目集会所	2016年	平成28年	9年	151㎡	LGS造	新	—	市有地
中原・本多集会所	1998年	平成10年	27年	199㎡	LGS造	新	—	一部借地
西分集会所	2004年	平成16年	21年	199㎡	LGS造	新	—	市有地
菅沢集会所	1982年	昭和57年	43年	102㎡	LGS造	新	—	借地
野火止四丁目集会所	2013年	平成25年	12年	143㎡	W造	新	—	借地
野火止五丁目集会所	1997年	平成9年	28年	210㎡	LGS造	新	—	市有地
野火止中集会所	2012年	平成24年	13年	146㎡	W造	新	—	市有地
野火止集会所	1978年	昭和53年	47年	89㎡	LGS造	旧	—	市有地
野火止八丁目集会所	1984年	昭和59年	41年	98㎡	LGS造	新	—	借地
中野集会所	2000年	平成12年	25年	324㎡	LGS造	新	—	市有地
北野・東北集会所	2001年	平成13年	24年	208㎡	LGS造	新	—	市有地
東一丁目集会所	1982年	昭和57年	43年	100㎡	LGS造	新	—	市有地
東三丁目集会所	2016年	平成28年	9年	149㎡	W造	新	—	市有地
類型平均			25年	162㎡	-	-	-	-

年度 施設名	利用者数	平均との比較
池田・前原集会所	3,172	-287
栄集会所	6,524	+3,065
栄中央集会所	4,105	+646
栄五丁目集会所	2,278	-1,181
道場集会所	5,143	+1,684
野寺集会所	8,063	+4,604
野寺三丁目集会所	1,370	-2,089
野寺上集会所	2,591	-868
栗原第一集会所	2,201	-1258
栗原の森集会所	2,908	-551
武野集会所	3,348	-111
栗原六丁目集会所	3,822	+363
北原集会所	5,693	+2,234
石神集会所	5,942	+2,483
堀ノ内集会所	3,515	56
新堀一丁目集会所	3,031	-428
新堀三丁目集会所	1,034	-2,425
西堀集会所	2,460	-999
あたご・菅沢集会所	3,388	-71
馬場集会所	2,217	-1,242
大和田一丁目集会所	2,366	-1,093
大和田杉山集会所	1,406	-2,053
大和田集会所	1,548	-1,911
新座一丁目集会所	4,557	+1,098
野火止一丁目集会所	5,348	+1,889
中原・本多集会所	3,852	393
西分集会所	5,920	+2,461
菅沢集会所	582	-2,877
野火止四丁目集会所	3,378	-81
野火止五丁目集会所	2,348	-1,111
野火止中集会所	3,765	+306
野火止集会所	3,947	+488
野火止八丁目集会所	547	-2,912
中野集会所	418	-3,041
北野・東北集会所	5,575	+2,116
東一丁目集会所	5,385	+1,926
東三丁目集会所	4,226	767
類型平均	3,459	-

凡例

利用者数：

R6年度の各集会所の利用者数

平均との比較：

R6年度時点の各集会所利用者数と

全37施設の利用者数平均の差

施設に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化が進行しています。 旧耐震基準に基づき建築された4施設の対応が必要です。 公民館・コミュニティセンターやふれあいの家との機能の重複がみられます。 敷地が借地となっている施設が複数あります。
----------	---

再配置方針の検討に当たっての視点	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化度合い（計画期間中は現有施設を継続使用できるか） 代替となる施設の有無 利用状況 敷地の所有状況（市有地か借地か）
------------------	--

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 池田・前原 [LGS造/29年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：3,172人 敷地：市有地 施設に対し広い(ゲートボール場) 計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため現状維持とします。			
2. 栄 [LGS造/22年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：6,524人 敷地：市有地 児童遊園隣接 計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため現状維持とします。			
3. 栄中央 [LGS造/26年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：4,105人 敷地：市有地 計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため現状維持とします。			
4. 栄五丁目 [LGS造/14年]	現状維持 (集約化検討)	令和6年度利用者数：2,278人 敷地：市有地 児童遊園隣接 計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため現状維持とします。 (近隣に栄中央集会所があるため、将来的に集約化を検討します。)			
5. 道場 [W造/2年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：5,143人 敷地：市有地 公園隣接 計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため現状維持とします。			
6. 野寺 [S造/11年]	現状維持	令和6年度利用者数：8,063人 敷地：市有地 調整池上部 建築後10年程度であり、計画期間中に長寿命化改修工事の実施対象とはならないことから、適切な維持管理を行います。			
7. 野寺三丁目 [LGS造/42年]	廃止	令和6年度利用者数：1,370人 敷地：児童遊園隣接(いずれも借地) 築42年を経過し、計画期間中に更新時期を迎えますが、利用者数が少ないため廃止します。			

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
8. 野寺上 [LGS造/24年]	現状維持 (廃止検討)	令和6年度利用者数：2,591人 敷地：借地 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			
9. 栗原第一 [LGS造/45年]	廃止	令和6年度利用者数：2,201人 敷地：市有地 児童遊園隣接 旧耐震基準に基づき建築された施設であり、かつ、利用者数が少ないことから安全性を考慮し廃止します。			
10. 栗原の森 [LGS造/19年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：2,908人 敷地：借地 児童遊園隣接 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			
11. 武野 [LGS造/23年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：3,348人 敷地：借地 憩いの森隣接 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			
12. 栗原六丁目 [W造/11年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：3,822人 敷地：市有地 公園隣接 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			
13. 北原 [LGS造/21年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：5,693人 敷地：借地 市街化調整区域 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			
14. 石神 [W造/13年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：5,942人 敷地：借地 児童遊園隣接 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			
15. 堀ノ内 [LGS造/20年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：3,515人 敷地：市有地 児童発達支援センター（アシタエール）隣接 市街化調整区域 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			
16. 新堀一丁目 [W造/7年]	現状維持 (集約化検討)	令和6年度利用者数：3,031人 敷地：市有地 緑地公園隣接 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。 (近隣に西堀・新堀コミュニティセンターがあるため、将来的にコミュニティセンターへの集約化を検討します。)			
17. 新堀三丁目 [LGS造/43年]	廃止	令和6年度利用者数：1,034人 敷地：市有地 公園隣接 築43年を経過し、計画期間中に更新時期を迎えますが、利用者数が少ないことから廃止します。			
18. 西堀 [LGS造/26年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：2,460人 敷地：一部借地 緑地公園隣接 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
19. あたご・菅沢 [LGS造/29年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：3,388人 敷地：市有地 児童遊園隣接 計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため現状維持とします。			
20. 馬場 [LGS造/16年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：2,217人 敷地：借地 児童遊園隣接 市街化調整区域 計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため現状維持とします。			
21. 大和田一丁目 [LGS造/44年]	廃止	令和6年度利用者数：2,366人 敷地：借地 北口区画整理地内 旧耐震基準に基づき建築された施設であり、区画整理による移転の必要性があることから安全性を考慮し、廃止します。			区画整理事業と合わせる
22. 大和田杉山 [LGS造/22年]	現状維持 (廃止検討)	令和6年度利用者数：1,406人 敷地：借地 計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため現状維持とします。 (利用者数、立地状況から将来的には廃止も視野にした検討を行います。)			
23. 大和田 [LGS造/47年]	廃止	令和6年度利用者数：1,548人 敷地：借地 旧耐震基準に基づき建築された施設であり、利用者数も少ないことから、安全性を考慮し、廃止します。 なお、圏域半径約500m以内に3施設(ふれあいの家・集会所)があります。			
24. 新座一丁目 [LGS造/20年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：4,557人 敷地：市有地 計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため現状維持とします。			
25. 野火止一丁目 [LGS造/9年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：5,348人 敷地：市有地 公用車駐車場隣接 計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため実施対象とはならないことから、現状維持とします。			
26. 中原・本多 [LGS造/27年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：3,852人 敷地：一部借地 市街化調整区域 計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため現状維持とします。			
27. 西分 [LGS造/21年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：5,920人 敷地：市有地 市街化調整区域 計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため現状維持とします。			
28. 菅沢 [LGS造/43年]	廃止	令和6年度利用者数：582人 敷地：借地 消防団第五分団車庫に隣接 築43年を経過し、計画期間中に更新時期を迎えますが、利用者数が少ないことから廃止します。			

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
29. 野火止四丁目 [W造/12年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：3,378人 敷地：借地 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			
30. 野火止五丁目 [LGS造/28年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：2,348人 敷地：市有地 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			
31. 野火止中 [W造/13年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：3,765人 敷地：市有地 消防団第八分団車庫に隣接 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			
32. 野火止 [LGS造/47年]	廃止	令和6年度利用者数：3,947人 敷地：市有地 旧水路敷隣接 最も古い施設で旧耐震基準に基づき建築された施設です。利用者は一定数いるものの安全性を考慮し、廃止します。			
33. 野火止八丁目 [LGS造/41年]	廃止	令和6年度利用者数：547人 敷地：借地 築41年を経過し、計画期間中に更新時期を迎えますが、利用者数が少ないため廃止します。			
34. 中野 [LGS造/25年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：418人 敷地：市有地 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			
35. 北野・東北 [LGS造/24年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：5,575人 敷地：市有地 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			
36. 東一丁目 [LGS造/43年]	廃止	令和6年度利用者数：5,385人 敷地：市有地 築43年を経過し、計画期間中に更新時期を迎えます。利用者は多いものの、東ふれあいの家とエリアが重複しており、代替性があることから期間到来を目安に更新はせず廃止します。			
37. 東三丁目 [W造/9年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	令和6年度利用者数：4,226人 敷地：市有地 児童遊園隣接 計画期間中に目標耐用年数（築50年）に達しないため現状維持とします。			

地区別の 配置方針

□集会所は、地域コミュニティの形成や活性化などに資する地域に根差した身近な施設であることから、新座市立地適正化計画における居住誘導区域内の配置を基本としつつ、居住誘導区域外においても、既存住宅地等の一定の人口集積がみられるエリアでの配置も行います。

類型4：高齢福祉施設（8施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
老人福祉センター	堀ノ内 2-3-45	指定管理	一部有料 (市外在住者は有料)	月曜日、敬老の日を除く祝日、年末年始
第二老人福祉センター	大和田 4-18-41	指定管理		
福祉の里老人福祉センター	新塚 1-4-5	一部委託		
池田高齢者いきいき広場	池田 4-8-49 (学校内)	委託	無料	火曜日、敬老の日を除く祝日、年末年始
西堀高齢者いきいき広場	西堀 2-18-3 (学校内)	委託	無料	
東野高齢者いきいき広場	野火止 6-22-12 (学校内)	委託	無料	
八石高齢者いきいき広場	野寺 2-8-45 (学校内)	委託	無料	
新堀高齢者いきいき広場	新堀 2-11-2 (保育園併設)	委託	無料	

- ◆老人福祉センターは、「市内に居住する老人に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する」ことを目的として3つの施設を設置しています。
- ◆老人福祉センター内には広間、浴場、和室、図書コーナー等があります。
- ◆高齢者いきいき広場は、「地域の高齢者に趣味活動、仲間づくり等の場を提供することにより、高齢者の健康の保持増進及び介護予防に資する」ことを目的として5つの施設を設置しています。
- ◆高齢者いきいき広場は市内小学校及び保育園に併設する高齢福祉施設です。

施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
老人福祉センター	1975年	昭和50年	50年	1,113㎡	RC造	旧(済)	未実施	市有地
第二老人福祉センター	2019年	令和元年	6年	1,407㎡	S造	新	-	借地
福祉の里老人福祉センター	1993年	平成5年	32年	1,093㎡	RC造	新	-	市有地
池田高齢者いきいき広場	2000年	平成12年	52年	206㎡	RC造	旧(済)	未実施	市有地
西堀高齢者いきいき広場	2001年	平成13年	56年	170㎡	RC造	旧(済)	未実施	市有地
東野高齢者いきいき広場	2001年	平成13年	50年	193㎡	RC造	旧(済)	実施済み	市有地
八石高齢者いきいき広場	2002年	平成14年	56年	129㎡	RC造	旧(済)	実施済み	市有地
新堀高齢者いきいき広場	2003年	平成15年	22年	204㎡	RC造	新	-	一部借地
類型平均			41年	564㎡	-	-	-	-

施設に関する課題

- ・建物全体の老朽化が進行しています。
- ・一部の施設の敷地が借地となっています。
- ・老人福祉センターは3施設とも市街化調整区域（居住誘導区域外）にあります。

再配置方針の検討に当たっての視点

- ・施設の老朽化度合い（計画期間中は現有施設を継続使用できるか）
- ・利用状況
- ・関連する施設（福祉の里、小学校、保育園）の配置方針

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 老人福祉センター [RC造/50年]	更新 複合化	築50年を迎え、老朽化が進行していることから、大規模な改修又は建替えが必要な状況です。利用者が多いことを踏まえ、現有施設は廃止し、比較的近くに位置している中央公民館・栗原公民館と複合化し、更新します。八石小学校の統合検討により、その敷地を新施設の候補地の一つとして検討します。			
2. 第二老人福祉センター [S造/6年]	現状維持	建築後10年未満であり、計画期間中に長寿命化改修工事の実施対象とはならないことから、適切な維持管理を行います。			
3. 福祉の里老人福祉センター [RC造/32年]	長寿命化	福祉の里は本市にとって先駆的な複合施設であり、今後も施設存続の必要性は高いことから、長寿命化改修工事を実施し、利用者数の向上に努めます。			
4. 池田高齢者いきいき広場 [RC造/52年]	長寿命化	池田小学校の施設方針（長寿命化）を踏まえ、校舎と合わせて長寿命化改修工事を実施します。			
5. 西堀高齢者いきいき広場 [RC造/56年]	廃止	西堀小学校の施設方針（新堀小学校及び石神小学校に統合）を踏まえ、学校の統合と合わせて廃止します。			
6. 東野高齢者いきいき広場 [RC造/50年]	長寿命化	東野小学校の施設方針（長寿命化）を踏まえ、校舎と合わせて長寿命化改修工事を実施します。			
7. 八石高齢者いきいき広場 [RC造/56年]	廃止	八石小学校の施設方針（野寺小学校及び栗原小学校に統合）を踏まえ、学校の統合と合わせて廃止します。			
8. 新堀高齢者いきいき広場 [RC造/22年]	現状維持	新堀保育園との複合施設であることから、新堀高齢者いきいき広場の施設方針は、保育園の方針（現状維持（譲渡検討））と合わせます。今後、保育園の今後の方針について市と運営法人との話し合いをしていく中で、高齢者いきいき広場の扱いについても検討していきます。			

地区別の配置方針

□高齢者施設は、高齢者の生きがい・健康づくりに欠かせない施設であることから、居住誘導区域内または交通利便性等に配慮した配置を基本とします。

類型5：障がい福祉施設（10施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
福祉の里障がい者福祉センター	新塚 1-4-5	直営	-	月、祝日、年末年始
児童発達支援センター	堀ノ内 2-3-47	直営		土日、祝日
福祉工房さわらび	堀ノ内 3-4-11	貸付		
ふらっと	大和田 4-13-17	貸付		
福祉工房楓	大和田 4-16-40	貸付		
けやきの家	道場 1-13-50	貸付		
くるみの木	大和田 4-13-10	貸付		
にいざ生活支援センター	野火止 2-7-12	貸付		
アイズ	堀ノ内 3-2-41	貸付		
こぶしの森	新塚 1-4-1	貸付		

- ◆障がい福祉施設は身体や精神などに障がいがある方に対し障がい福祉サービス（生活介護や就労移行支援など）を提供する施設です。なお、こぶしの森は福祉の里の別棟にあります。
- ◆児童発達支援センターは、児童福祉法第43条に根拠があります。本市では市の直営ですが、他自治体においては民間で設置している施設もあります。

施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
福祉の里障がい者福祉センター	1993年	平成5年	32年	1,867㎡	RC造	新	-	市有地
児童発達支援センター	2019年	令和元年	6年	1,014㎡	S造	新	-	市有地
福祉工房さわらび	1996年	平成8年	29年	337㎡	LGS造	新	-	市有地
ふらっと	2018年	平成30年	7年	166㎡	LGS造	新	-	借地
福祉工房楓	2013年	平成25年	12年	134㎡	LGS造	新	-	借地
けやきの家	2009年	平成21年	16年	518㎡	W造	新	-	市有地
くるみの木	2017年	平成29年	8年	408㎡	LGS造	新	-	借地
にいざ生活支援センター	2017年	平成29年	8年	188㎡	LGS造	新	-	市有地
アイズ	2001年	平成13年	24年	226㎡	LGS造	新	-	借地
こぶしの森	1991年	平成3年	34年	1,122㎡	RC造	新	-	市有地
類型平均			17年	598㎡	-	-	-	-

施設に関する課題

- ・福祉の里内の2施設、福祉工房さわらび、アイズの老朽化が進行しています。
- ・市が建物を所有し社会福祉法人等に貸与している施設については、自ら施設を用意し同様の事業を行っている他の団体との公平性の確保が課題です。
- ・敷地が借地となっている施設が複数あります。

再配置方針の検討に当たっての視点

- ・施設の老朽化度合い（計画期間中は現有施設を継続使用できるか）
- ・建物の構造が長寿命化改修工事になじむものか
- ・社会福祉法人等に貸し付けている施設が否か
- ・敷地の所有状況（市有地か借地か）
- ・福祉の里は規模が大きく、改修や建替えには多額の費用を要することから、市有施設全体での改修等の実施時期を考慮（平準化）

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 障がい者福祉センター (福祉の里) [RC造/32年]	長寿命化	福祉の里は本市にとって先駆的な複合施設であり、今後も施設存続の必要性は高いことから、長寿命化改修工事を実施します。			
2. 児童発達支援センター (アシタエール) [S造/6年]	現状維持	建築後10年未満であり、計画期間中に長寿命化改修工事の実施対象とはならないことから、適切な維持管理を行います。			
3. 福祉工房さわらび (就労移行支援、 就労継続支援B) [LGS造/29年]	現状維持 (施設譲渡 に向け検 討)	計画期間中に目標耐用年数(50年)に達しないため現状維持とします。 将来的には施設の法人への譲渡の可能性を検討します。			
4. ふらっと (地域活動支援センター) [LGS造/7年]	現状維持 (施設譲渡 に向け検 討)	計画期間中に目標耐用年数(50年)に達しないため現状維持とします。 将来的には施設の法人への譲渡の可能性を検討します。ただし、借地のため施設譲渡上の課題があります。			
5. 福祉工房楓 (地域活動支援センター) [LGS造/11年]	現状維持 (施設譲渡 に向け検 討)	計画期間中に目標耐用年数(50年)に達しないため現状維持とします。 将来的には施設の法人への譲渡の可能性を検討します。ただし、借地のため施設譲渡上の課題があります。			
6. けやきの家 (生活介護事業所) [W造/15年]	現状維持 (施設譲渡 に向け検 討)	計画期間中に目標耐用年数(50年)に達しないため現状維持とします。 将来的には施設の法人への譲渡の可能性を検討します。			
7. くるみの木 (就労継続支援B) [LGS造/8年]	現状維持 (施設譲渡 に向け検 討)	計画期間中に目標耐用年数(50年)に達しないため現状維持とします。 将来的には施設の法人への譲渡の可能性を検討します。ただし、借地のため施設譲渡上の課題があります。			
8. にいざ生活支援 センター (基幹相談支援センター・ 地域活動支援センター) [LGS造/8年]	現状維持 (施設譲渡 に向け検 討)	計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため現状維持とします。 将来的には施設の法人への譲渡の可能性を検討します。			
9. アイズ (就労継続支援B) [LGS造/23年]	現状維持 (施設譲渡 に向け検 討)	計画期間中に目標耐用年数(築50年)に達しないため現状維持とします。 将来的には施設の法人への譲渡の可能性を検討します。ただし、借地のため施設譲渡上の課題があります。			
10. こぶしの森 (生活介護事業所・就労継 続支援B) [RC造/34年]	長寿命化	福祉の里と同一敷地内で併設した施設であるため、施設譲渡の実施は難しいです。 立地、敷地内設備を勘案すると、今後も施設存続の必要性は高いことから、長寿命化改修工事を実施します。			

地区別の 配置方針

□障がい福祉施設は、身体や精神などに障がいがある方が、安心して利用や通所ができることが求められる施設であるため、現在の施設配置を基本とします。

類型6：スポーツ施設（2施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
市民総合体育館	本多 2-1-20	指定管理	有料	月曜日、年末年始
福祉の里体育館	新塚 1-4-5	一部委託	有料	

◆スポーツ施設は、自治体での設置は義務ではありませんが、多額の投資が必要なため大規模な体育施設を民間で設置する事例は少なくなっています。

◆市民総合体育館は市のスポーツの拠点となっていて、多くの方が利用しています。

施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
市民総合体育館	1988年	昭和63年	37年	8,328㎡	RC造	新	—	一部借地
福祉の里体育館	1993年	平成5年	32年	779㎡	RC造	新	—	市有地
類型平均			35年	4,554㎡	-	-	-	-

施設に

関する課題



- ・建物全体の老朽化が進行しています。
- ・施設の規模が大きく、改修の際には多額の費用負担が想定されます。
- ・利用実態が低い諸室（機能）があります。
- ・公共交通での施設へのアクセスが不便との意見が複数寄せられています。

再配置方針 の検討に 当たって の視点

- ・施設の老朽化度合い（計画期間中は現有施設を継続使用できるか）
- ・利用状況（両施設とも稼働率が高いが、利用実態からは利用者が固定化していると想定されること）
- ・改修や建替えには多額の費用を要することを踏まえ、市有施設全体での改修等の実施時期を考慮する。

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 市民総合体育館 [RC造/37年]	長寿命化	築37年を迎えますが、大部分の機能（設備）の利用状況は高く、今後も施設存続の必要性は高いことから、長寿命化改修工事を実施します。 ただし、一部稼働率の低い室（相撲、会議室等）については、工事実施に合わせて見直しを行い、余剰スペースの有効活用（部分的複合化）を検討します。			
2. 福祉の里体育館 [RC造/32年]	長寿命化	福祉の里は本市にとって先駆的な複合施設であり、今後も施設存続の必要性は高いことから、長寿命化改修工事を実施し、利用者数の向上に努めます。			

地区別の 配置方針

□スポーツ施設は、市民の健康増進のために必要不可欠な施設であり、市内に2施設のみ配置されているため、新座市地域公共交通計画などに基づく交通利便性等に配慮し、現在の施設配置を基本とします。

類型7：庁舎等（6施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
市役所本庁舎	野火止 1-1-1	一部委託	-	土日祝日、年末年始
市役所第二庁舎	野火止 1-1-1	直営		
市役所第三庁舎	野火止 1-9-63	直営		
市役所第四庁舎	野火止 1-14-14	直営		
市役所第五庁舎	野火止 1-23-15	直営		
新座駅北口土地区画整理事務所	野火止 5-4-34	直営		

- ◆庁舎は、市の行政サービスの提供の拠点です。大規模な災害が発生した際には災害対策本部が設置されることから、災害対応や復旧活動の拠点としての役割もあります。
- ◆市役所本庁舎は、市政の多くの部署や議場、市長室などが配置されており平成 29 年に建替えが完了しました。
- ◆市役所第二庁舎は、本庁舎に隣接し、教育委員会、インフラ整備部の一部部署、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局などの執務スペースとして使用しています。
- ◆市役所第三庁舎は、社会福祉協議会の執務スペースやボランティアセンターとして使用しています。
- ◆市役所第四庁舎は、教育相談室や倉庫として使用しています。
- ◆市役所第五庁舎は、本庁舎の南側に隣接し、現在は本庁舎内の執務スペースが狭隘化している一部部署の執務スペースとして暫定的に使用しています。
- ◆新座駅北口土地区画整理事務所は、新座駅北口で施行している土地区画整理事業の所管部署の執務スペース、会議室、車庫として使用しています。




施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
市役所本庁舎	2017年	平成29年	8年	12,735㎡	SRC造	新	-	市有地
市役所第二庁舎	1997年	平成9年	28年	2,390㎡	S造	新	-	市有地
市役所第三庁舎	2017年	平成29年	8年	836㎡	LGS造	新	-	市有地
市役所第四庁舎	2001年	平成13年	24年	1,355㎡	S造	新	-	市有地
市役所第五庁舎	1988年	昭和63年	37年	191㎡	W造	新	-	市有地
新座駅北口土地区画整理事務所	1983年	昭和58年	42年	200㎡	LGS造	新	-	市有地
類型平均			25年	2,951㎡	-	-	-	-

施設に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特に市役所第二庁舎、第四庁舎、第五庁舎、新座駅北口土地区画整理事務所の老朽化が進行しています。 ・会議室や執務スペースが慢性的に不足しています。
----------	--

再配置方針の検討に当たっての視点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化度合い（計画期間中は現有施設を継続使用できるか） ・事務室の狭隘化状況 ・DX化や業務の見直しによる、一部機能の縮小の可能性 ・新座駅北口区画整理事業の進捗状況
------------------	--

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 市役所本庁舎 [SRC造/8年]	現状維持	建築後10年未満のため、計画期間中に長寿命化改修工事の実施時期は到来しないことから、適切な維持管理を行います。			
2. 第二庁舎 [S造/28年]	長寿命化	執務室等の狭隘化の状況が劇的に改善する見込みは乏しく、今後も施設存続の可能性は高いことから、長寿命化改修工事を実施します。			
3. 第三庁舎 [LGS造/8年]	現状維持	建築後10年未満（分室は築43年と築19年）であることから、適切な維持管理を行います。			
4. 第四庁舎 [S造/24年]	現状維持 (集約化検討)	書庫、倉庫、教育相談室（適応指導教室の機能あり）として利用しています。 中長期的には、DX推進や教育相談業務の各学校区等への配置により一部機能の縮小が考えられることから、引き続き必要な機能については他の施設に移転することも視野に在り方を検討します。 築24年を迎え、計画期間中の改修が必要とされますが、当面は通常修繕で機能を維持し、長寿命化工事は実施しません。			
5. 第五庁舎 [W造/37年]	廃止	築37年を経過しており、事務室の狭隘化の状況を注視し、更新が見込まれる時期の到来（築50年を目安）とともに廃止します。			
6. 新座駅北口土地区画整理事務所 [LGS造/42年]	廃止	築42年経過しており、区画整理事業の進捗状況を踏まえ、計画期間中に廃止します。			

地区別の配置方針	<p>□庁舎等は、市の行政機能の中核を担う施設であることから、新座市立地適正化計画における5つの拠点(都市拠点：志木駅周辺、新座駅周辺、行政拠点：新座市役所周辺、生活拠点：ひばりヶ丘駅北口周辺、準生活拠点：福祉の里周辺)のうち、行政拠点における配置を基本とします。</p>
----------	--

類型8：文化施設等（6施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
市民会館	野火止 1-1-2	指定管理	有料	月曜日（月が祝日の場合は翌平日）、年末年始
ふるさと新座館(ホール)	野火止 6-1-48	指定管理	有料	
歴史民俗資料館	野火止 2-9-37	直営	無料	月曜日、祝日、年末年始、資料整理日（毎月末）
遺跡資料作業室	新座 3-4-1	直営	—	—
中央図書館	野火止 1-1-2	直営	無料	毎週月曜日、祝日、年末年始、特別整理期間
福祉の里図書館	新塚 1-4-5	指定管理	無料	

- ◆市民会館は、市民の文化的向上と福祉の増進を図るため設置している施設で、市民会館とふるさと新座館（ホール）の2施設があります。市民会館は、市役所本庁舎に隣接し、中央図書館と一体となった施設で、ホールや会議室を有します。
- ◆ふるさと新座館（ホール）は野火止公民館との複合施設であり、演奏会やコンサート、ダンスの発表会などの催事に利用可能です。
- ◆歴史民俗資料館は、新座市の歴史、民俗、考古などに関する資料の収集、保存、調査及び研究を行っている施設です。また、資料の展示などにより市民への知識の普及啓発を行っています。保健センターを併設した複合施設となっています。
- ◆遺跡資料作業室は出土品の保管庫などとして使用しています。
- ◆図書館は、図書館法第10条に基づく公立図書館で、中央図書館と福祉の里図書館の2施設があります。




施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
市民会館	1979年	昭和54年	46年	4,238㎡	SRC造	旧（済）	一部実施	市有地
ふるさと新座館(ホール)	2012年	平成24年	13年	2,823㎡	SRC造	新	—	市有地
歴史民俗資料館	2023年	令和5年	2年	502㎡	RC造	新	—	借地
遺跡資料作業室	1994年	平成6年	31年	69㎡	LGS造	新	—	市有地
中央図書館	1979年	昭和54年	46年	1,497㎡	SRC造	旧（済）	一部実施	市有地
福祉の里図書館	1993年	平成5年	32年	1,213㎡	SRC造	新	—	市有地
類型平均			28年	1,724㎡	-	-	-	-

※市民会館及び中央図書館の大規模な改修実績の「一部実施」は、耐震改修及び内装のリニューアル等を実施したものです。

施設に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特に市民会館及び中央図書館の老朽化が進行しています。 ・施設の規模が大きく、改修の際には多額の財政負担が想定されます（市民会館及び中央図書館、福祉の里図書館）。
----------	--

再配置方針の検討に当たっての視点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化度合い（計画期間中は現有施設を継続使用できるか） ・同様の機能を持つ施設数が限られていること ・利用状況 ・規模が大きく、改修や建替えには多額の費用を要することから、市有施設全体での改修等の実施時期の平準化ができないか検討する
------------------	---

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]					
対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 市民会館 [SRC造/46年]	長寿命化	築46年を経過し、都市機能誘導区域内に立地していることから、施設存続のための長寿命化改修工事を実施します。			
2. ふるさと新座館 (ホール) [SRC造/13年]	現状維持	都市機能誘導区域内に立地していることから、施設の必要性は高いです。計画期間中に長寿命化改修工事の実施対象とはならないことから、適切な維持管理を行います。			
3. 歴史民俗資料館 [RC造/2年]	現状維持	建築後10年未満であり、計画期間中に長寿命化改修工事の実施対象とはならないことから、適切な維持管理を行います。			
4. 遺跡資料作業室 (旧ひまわり家庭保育室) [LGS造/31年]	現状維持 (のち廃止)	一般利用もなく、立地上も転用、売却も難しいことから、築31年となっていますが、現状維持とします。			
5. 中央図書館 [SRC造/46年]	長寿命化	築46年を経過し、都市機能誘導区域内に立地していることから、施設存続のための長寿命化改修工事を実施します。			
6. 福祉の里図書館 [RC造/32年]	長寿命化	福祉の里は本市にとって先駆的な複合施設であり、今後も施設存続の必要性は高いことから、長寿命化改修工事を実施し、利用者数の向上に努めます。			

地区別の配置方針	<p>□文化施設等は、市民の文化活動の中核となる施設であることから、新座市立地適正化計画における5つの拠点(都市拠点：志木駅周辺、新座駅周辺、行政拠点：新座市役所周辺、生活拠点：ひばりヶ丘駅北口周辺、準生活拠点：福祉の里周辺)を勘案した都市機能誘導区域内における配置を基本とします。</p>
----------	---

類型9：保健施設（1施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
保健センター	野火止 2-9-37	直営	—	土日祝日・年末年始

- ◆保健センターは、地域保健法第18条「市町村は、市町村保健センターを設置することができる。」に基づき、市民の保健指導や健康診査を実施することを目的として設置している施設です。
- ◆地域住民を対象に身近な保健業務を行う機関であり、各種健(検)診や予防接種、健康相談などを行います。歴史民俗資料館との複合施設として令和5年(2023年)に移転しました。

施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
保健センター	2023年	令和5年	2年	856㎡	RC造	新	—	借地

施設に関する課題

- ・令和5年度(2023年度)に新築した施設のため、現時点での課題はありません。

再配置方針の検討に当たっての視点

- ・市に唯一の施設であり、今後も存続が必要であること

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 保健センター [RC造/2年]	現状維持	建築後10年未満であり、計画期間中に長寿命化改修工事の実施対象とはならないことから、適切な維持管理を行います。			

地区別の配置方針

- 保健センターは、市民への保健指導や健康診査を実施するための唯一の施設であることから、新座市地域公共交通計画などに基づく交通利便性等に配慮し、現在の施設配置を基本とします。

類型 10：児童センター（2施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
児童センター	本多 1-3-10	指定管理	無料	月曜日・年末年始・ 祝日（こどもの日を除く）
福祉の里児童センター	新塚 1-4-5	指定管理	無料	



- ◆児童センターは、児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設で、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする」ことを目的とした施設です。
- ◆18 歳未満の子どもとその保護者などに対し、遊びの場などを提供する施設で本多一丁目と福祉の里（3階）に各1か所存在します。

施設名称	設置年	築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
児童センター	1983 年 昭和 58 年	42 年	1,061 ㎡	RC 造	新	未実施	市有地
福祉の里児童センター	1993 年 平成 5 年	32 年	851 ㎡	RC 造	新	—	市有地
類型平均		37 年	956 ㎡	—	—	—	—

施設に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化が進行しています。 ・利用者満足度が低いため、満足度の向上が必要です。 ・施設の位置が市南部に偏っています。
----------	---

再配置方針の検討に当たっての視点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化度合い（計画期間中は現有施設を継続使用できるか） ・児童センターの施設の配置状況（施設数）に満足していないという方が多いことを踏まえ、少なくとも現有施設に関しては極力維持できるようにすること
------------------	---

施設の再配置方針

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]		
			短期	中期	長期
1. 児童センター [RC造/42年]	長寿命化	築42年を迎えますが、今後も施設存続の必要性は高いことから、長寿命化改修工事を実施します。工事実施に併せて施設機能の検討を行います。			
2. 福祉の里児童センター [RC造/32年]	長寿命化	福祉の里は本市にとって先駆的な複合施設であり、今後も施設存続の必要性は高いことから、長寿命化改修工事を実施し、利用者数の向上に努めます。			

地区別の配置方針	<p>□児童センターは、子どもたちの健全育成のために必要な施設であることから、新座市地域公共交通計画などに基づく交通利便性等に配慮し、現在の施設を存続させるとともに、市北部地域へ施設整備を行うことを検討していきます。</p>
----------	--

類型 11：その他施設（2施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
シルバー人材センター	堀ノ内 3-4-11	貸付	－	－
市営墓園	新塚 1-5-1	指定管理	有料	1月1日～3日

- ◆シルバー人材センターは、新座市シルバー人材センターの事務所として無償貸与しています。
- ◆市営墓園は、キャンプ朝霞の跡地を国から無償貸付を受け、公園墓地として整備したのですが、ここでは市営墓園そのものではなく、市営墓園内の斎場を指します。なお、現在は市に土地が払い下げられています。

施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
シルバー人材センター	1990年	平成2年	35年	486㎡	RC造	新	－	市有地
市営墓園	1985年	昭和60年	40年	1,674㎡	RC造	新	未実施	市有地
類型平均			38年	1,080㎡	－	－	－	－

施設に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターは、現時点では建物の老朽化に対する修繕は使用者側で対応できる軽微なものに止まっていますが、今後中長期的には躯体の劣化による大規模な修繕が必要になると考えられます。今後も建物を貸し続けることが適当かということを含め、施設のあり方を検討する必要があります。 ・市営墓園は、建物の老朽化が進んでいます。近年は家族葬などの小規模な葬儀へのニーズが高まってきていますが、市営墓園（斎場）は比較的広い施設のため、市民のニーズに合わなくなってきていると考えられます。
----------	--

再配置方針の検討に当たっての視点	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も市が保有を継続することが適当な施設か否か
------------------	--

施設の再配置方針

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]		
			短期	中期	長期
1. シルバー人材センター [RC造/35年]	現状維持 (施設移転又は譲渡に向け検討)	<p>新座市シルバー人材センターの事務所として使用されています。</p> <p>計画期間中に築50年を迎える施設ですが、施設のあり方について使用者と協議することが必要と思われるため、現状維持とします。</p> <p>なお、シルバー人材センターの北原分室として貸与している旧集会所については、旧耐震基準に基づき建設された施設であり、老朽化が激しいため、安全面を考慮し、旧集会所についても今後のあり方について使用者と協議します。</p>			
2. 市営墓園 [RC造/40年]	現状維持 (一部機能廃止検討)	<p>築40年を経過し、改修が必要な時期となっていますが、民間セレモニーホールの供給、葬儀の形態変化(家族葬化)を踏まえ現状維持とします。</p> <p>なお、朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想(4市共用火葬場の志木市内への設置、同火葬場への斎場併設などの構想を取りまとめたもの)を勘案し、将来的には事務室部分を除き廃止します。</p>			

地区別の配置方針	<input type="checkbox"/> その他施設のうち、市営墓園については、市民生活に関連した施設であることを勘案し、必要な機能を見極め、現在の施設配置を基本とします。
----------	--

類型 12：学校（23 施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
大和田小学校	大和田 1-1-30	直営	—	—
西堀小学校	西堀 2-18-3	直営		
片山小学校	片山 1-8-31	直営		
第四小学校	馬場 3-6-1	直営		
八石小学校	野寺 2-8-45	直営		
東北小学校	北野 3-1-1	直営		
野火止小学校	野火止 4-9-1	直営		
野寺小学校	野寺 5-1-24	直営		
池田小学校	池田 4-8-49	直営		
新堀小学校	新堀 1-16-5	直営		
東野小学校	野火止 6-22-12	直営		
栄小学校	新塚 1-1-1	直営		
石神小学校	石神 1-10-20	直営		
新開小学校	大和田 1-22-10	直営		
栗原小学校	栗原 1-5-1	直営		
陣屋小学校	野火止 1-18-20	直営		
新座小学校	新座 3-4-1	直営		
新座中学校	野火止 2-4-1	直営		
第二中学校	野火止 7-17-10	直営		
第三中学校	池田 1-1-1	直営		
第四中学校	大和田 4-17-1	直営		
第五中学校	野寺 4-8-1	直営		
第六中学校	堀ノ内 3-11-1	直営		

◆学校教育法第 38 条において「市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもってこれに代えることができる。」と定められていることから、基礎自治体でのサービス供給が義務となっている施設です。中学校も同様です。

◆小学校：市内には 17 校の市立小学校があります。

◆中学校：市内には 6 校の市立中学校があります。

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
大和田小学校	2002年	平成14年	23年	9,653㎡	RC造	新	—	一部借地
西堀小学校	1969年	昭和44年	56年	5,121㎡	RC造	旧(済)	未実施	市有地
片山小学校	1970年	昭和45年	55年	5,797㎡	RC造	旧(済)	実施済み	市有地
第四小学校	1969年	昭和44年	56年	5,772㎡	RC造	旧(済)	未実施	一部借地
八石小学校	1969年	昭和44年	56年	6,081㎡	RC造	旧(済)	実施済み	市有地
東北小学校	1969年	昭和44年	56年	6,337㎡	RC造	旧(済)	未実施	市有地
野火止小学校	1972年	昭和47年	53年	5,431㎡	RC造	旧(済)	未実施	一部借地
野寺小学校	1972年	昭和47年	53年	5,899㎡	RC造	旧(済)	実施済み	一部借地
池田小学校	1973年	昭和48年	52年	5,416㎡	RC造	旧(済)	未実施	市有地
新堀小学校	1975年	昭和50年	50年	5,023㎡	RC造	旧(済)	実施済み	市有地
東野小学校	1975年	昭和50年	50年	5,216㎡	RC造	旧(済)	実施済み	市有地
栄小学校	1976年	昭和51年	49年	5,173㎡	RC造	旧(済)	未実施	市有地
石神小学校	1976年	昭和51年	49年	5,837㎡	RC造	旧(済)	実施済み	一部借地
新開小学校	1977年	昭和52年	48年	5,715㎡	RC造	旧(済)	未実施	市有地
栗原小学校	1978年	昭和53年	47年	5,105㎡	RC造	旧(済)	未実施	市有地
陣屋小学校	1979年	昭和54年	46年	4,951㎡	RC造	旧(済)	実施済み	市有地
新座小学校	1970年	昭和45年	55年	6,771㎡	RC造	旧(済)	一部実施	市有地
新座中学校	1966年	昭和41年	59年	9,018㎡	RC造	旧(済)	実施済み	一部借地
第二中学校	1971年	昭和46年	54年	8,860㎡	RC造	旧(済)	実施中	市有地
第三中学校	1973年	昭和48年	52年	8,291㎡	RC造	旧(済)	未実施	市有地
第四中学校	1977年	昭和52年	48年	8,479㎡	RC造	旧(済)	実施済み	市有地
第五中学校	1977年	昭和52年	48年	8,683㎡	RC造	旧(済)	未実施	一部借地
第六中学校	1980年	昭和55年	45年	9,715㎡	RC造	旧(済)	実施済み	一部借地
類型平均			50年	6,624㎡	—	—	—	—

※学校施設は体育館など複数棟存在するため、構造及び築年数は各学校の校舎のうち最も古いものを記しています。

施設に

関する課題


- ・23校中14校が築50年を超え、老朽化が進行しています。
- ・施設の規模が大きく、「学校施設長寿命化計画」に基づく長寿命化改修工事等の計画的な実施や財源の確保が課題です。
- ・借地となっている施設が複数あります。

再配置方針 の検討に 当たって の視点

- ・少子化の見込みを踏まえた、今後の新座市における教育のあり方












施設の再配置方針 1（新座中、第二中学校区）

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 野火止小学校 [RC造/53年]	長寿命化	個別施設の方向性は教育委員会事務局で中学校区ごとに検討した配置方針（「新座市立小中学校の適正規模・適正配置に関する検討報告書」として取りまとめ）に沿ったものとしています。			
2. 陣屋小学校 [RC造/46年]	統合 (新座中学校に統合)				
3. 新座中学校 [RC造/59年]	統合 (陣屋小学校を統合し、建て替え)				
4. 大和田小学校 [RC造/23年]	現状維持 (のち長寿命化)				
5. 東北小学校 [RC造/56年]	長寿命化				
6. 東野小学校 [RC造/50年]	長寿命化				
7. 第二中学校 [RC造/54年]	現状維持 (長寿命化改修工事竣工予定)				











施設の再配置方針 2（第三中、第四中学校区）

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
8. 片山小学校 [RC造/55年]	長寿命化	個別施設の方向性は教育委員会事務局で中学校区ごとに検討した配置方針（「新座市立小中学校の適正規模・適正配置に関する検討報告書」として取りまとめ）に沿ったものとしています。			
	統合 (八石小学校の一部を統合)				
9. 第四小学校 [RC造/56年]	長寿命化				
	統合 (栄小学校の一部を統合)				
10. 池田小学校 [RC造/52年]	長寿命化				
	統合 (栄小学校の一部を統合)				
11. 栄小学校 [RC造/49年]	統合 (第四小学校及び池田小学校に統合)				
12. 第三中学校 [RC造/52年]	長寿命化				
13. 新開小学校 [RC造/48年]	統合 (新座小学校に統合)				
14. 新座小学校 [RC造/55年]	統合 (新開小学校を統合した後、第四中学校に統合)				
15. 第四中学校 [RC造/48年]	統合 (新座小学校を統合し、建て替え)				

施設の再配置方針3（第五中、第六中学校区）

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
16. 八石小学校 [RC造/56年]	統合 (片山小学校、野寺小学校及び栗原小学校に統合)	個別施設の方向性は教育委員会事務局で中学校区ごとに検討した配置方針（「新座市立小中学校の適正規模・適正配置に関する検討報告書」として取りまとめ）に沿ったものとしています。			
17. 野寺小学校 [RC造/53年]	長寿命化				
	統合 (八石小学校の一部を統合)				
18. 栗原小学校 [RC造/47年]	長寿命化				
	統合 (八石小学校の一部を統合)				
19. 第五中学校 [RC造/48年]	長寿命化				
20. 西堀小学校 [RC造/56年]	統合 (新堀小学校及び石神小学校に統合)				
21. 新堀小学校 [RC造/50年]	長寿命化				
	統合 (西堀小学校の一部を統合)				
22. 石神小学校 [RC造/49年]	統合 (西堀小学校の一部を統合した後、第六中学校に統合)				
23. 第六中学校 [RC造/45年]	現状維持 (のち石神小学校を統合し、建て替え)				

地区別の 配置方針

□学校は、「新座市立小中学校の適正規模・適正配置に関する検討報告書」における配置の考え方を基本とします。

見開き調整用：白紙

類型 13：児童施設（18 施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
大和田放課後児童保育室	大和田 1-1-30	指定管理	-	日曜日、祝日 年末年始
西堀放課後児童保育室	西堀 2-18-3	指定管理		
片山放課後児童保育室	片山 1-8-31	指定管理		
第四放課後児童保育室	馬場 3-6-1	指定管理		
八石放課後児童保育室	野寺 2-8-45	指定管理		
東北放課後児童保育室	北野 3-1-5	指定管理		
野火止放課後児童保育室	野火止 4-9-1	指定管理		
野寺放課後児童保育室	野寺 5-1-24	指定管理		
池田放課後児童保育室	池田 4-8-17	指定管理		
新堀放課後児童保育室	新堀 1-16-5	指定管理		
東野放課後児童保育室	野火止 6-22-11	指定管理		
栄放課後児童保育室	新塚 1-1-1	指定管理		
石神放課後児童保育室	石神 1-10-20	指定管理		
新開放課後児童保育室	大和田 1-22-10	指定管理		
栗原放課後児童保育室	栗原 1-5-6	指定管理		
陣屋放課後児童保育室	野火止 1-18-20	指定管理		
新座放課後児童保育室	新座 3-4-1	指定管理		
東野ココフレンド	野火止 6-22-12	一部委託	土日祝日ほか	

- ◆放課後児童保育室は、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に根拠があり、保護者が仕事で留守にするなど子どもを保育できない場合に、小学校の授業終了後などに適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を実施する施設で、新座市では 17 の小学校区ごとに設置しています。
- ◆東野ココフレンドでは、子どもたちが安全・安心に集える居場所をつくることを目的とした事業を行っています。他の学校においては校舎内で実施していますが、東野小学校においては校舎内に利用できるスペースがないことから、暫定的に旧東野放課後児童保育室の建物を活用しています。

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]


施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
大和田放課後児童保育室（第1）	1973年	昭和48年	52年	120㎡	RC造	旧（済）	未実施	市有地
大和田放課後児童保育室（第2）	2020年	令和2年	5年	408㎡	S造	新	—	借地
西堀放課後児童保育室	2011年	平成23年	14年	157㎡	W造	新	—	市有地
片山放課後児童保育室	1970年	昭和45年	55年	208㎡	RC造	旧（済）	未実施	市有地
第四放課後児童保育室	2022年	令和4年	3年	325㎡	W造	新	—	一部借地
八石放課後児童保育室	1969年	昭和44年	56年	81㎡	RC造	旧（済）	未実施	市有地
東北放課後児童保育室（第1）	2004年	平成16年	21年	192㎡	LGS造	新	—	借地
東北放課後児童保育室（第2）	2016年	平成28年	9年	133㎡	W造	新	—	市有地
東北放課後児童保育室（第3）	2023年	令和5年	2年	358㎡	S造	新	—	市有地
野火止放課後児童保育室（第1）	2003年	平成15年	22年	189㎡	LGS造	新	—	一部借地
野火止放課後児童保育室（第2）	2011年	平成23年	14年	140㎡	W造	新	—	一部借地
野寺放課後児童保育室	2025年	令和7年	0年	669㎡	S造	新	—	借地
池田放課後児童保育室	2021年	令和3年	4年	306㎡	W造	新	—	市有地
新堀放課後児童保育室（第1）	1975年	昭和50年	50年	112㎡	RC造	旧（済）	未実施	市有地
新堀放課後児童保育室（第2）	2016年	平成28年	9年	133㎡	W造	新	—	市有地
東野放課後児童保育室	2022年	令和4年	3年	463㎡	S造	新	—	市有地
栄放課後児童保育室	1976年	昭和51年	49年	112㎡	RC造	旧（済）	未実施	市有地
石神放課後児童保育室	1976年	昭和51年	49年	148㎡	RC造	旧（済）	未実施	一部借地
新開放課後児童保育室（第1）	2002年	平成14年	23年	134㎡	LGS造	新	—	市有地
新開放課後児童保育室（第2）	2011年	平成23年	14年	69㎡	W造	新	—	市有地
栗原放課後児童保育室	2021年	令和3年	4年	320㎡	W造	新	—	市有地
陣屋放課後児童保育室（第1）	2001年	平成13年	24年	133㎡	LGS造	新	—	市有地
陣屋放課後児童保育室（第2）	2021年	令和3年	4年	163㎡	W造	新	—	市有地
新座放課後児童保育室	2004年	平成16年	21年	180㎡	LGS造	新	—	市有地
東野ココフレンド	1975年	昭和50年	50年	198㎡	LGS造	旧	未実施	市有地
類型平均			22年	218㎡	-	-	-	-

※施設数は18施設ですが、建築年や構造に大きな差があるため、上表については建物ごとに記載しています。

施設に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童保育室の施設は小学校敷地内（校舎内を含む。）又は隣接地にあるなど、学校施設と密接な関係にあります。しかし、放課後児童保育室の利用者数については、児童の保護者の就労状況等による部分も大きく、人口の増減による部分が多い小学校の児童数の傾向とは必ずしも一致しないと考えられます。学校施設の再配置に伴い放課後児童保育室の再配置を検討する際には、小学校敷地内（校舎内を含む）又は隣接地にある施設で必要面積等の基準を満たす必要があります。 ・東野ココフレンドは、東野小学校校舎内に適当なスペースが（空き教室）がないため、暫定的に旧東野放課後児童保育室の建物を使用して事業を実施していますが、建物が老朽化していることや他施設との活動場所の相違が生じていることが課題になっています。
----------	--

再配置方針の検討に当たっての視点	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童保育サービスに対する需要の見込み ・学校内に立地している施設もあるため、学校の方針との整合性 ・施設の老朽化度合い（計画期間中は現有施設を継続使用できるか）
------------------	--

施設の再配置方針 1（学校の再配置方針を踏まえた新座中、第二中学校区の施設）

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 陣屋放課後児童保育室 [第1：LGS造/24年、第2：W造/4年]	移転 (陣屋小学校の新座中学校への統合に伴い、現・新座中学校に移転)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の存続又は廃止については教育委員会事務局で中学校区ごとに検討した配置方針（「新座市立小中学校の適正規模・適正配置に関する検討報告書」として取りまとめ）に沿ったものとしています。 ・小学校校舎内の放課後児童保育室で今後も存続する施設については、校舎の長寿命化改修と同時に長寿命化改修を行います。 ・小学校（義務教育学校）ごとに放課後児童保育室を設置する方針は今後も維持します。 ・施設廃止後も建物としては利用可能な状態と考えられる放課後児童保育室については、現有施設の他用途への転用などの利活用方法の検討を行います。 			
2. 野火止放課後児童保育室 [第1：LGS造/22年、第2：W造/14年]	現状維持				
3. 大和田放課後児童保育室 [第1（大和田小学校校舎内）：RC造/52年、第2：S造/5年]	現状維持 (第1は校舎内で移転予定)				
4. 東北放課後児童保育室 [第1：LGS造/21年、第2：W造/9年、第三：S造/2年]	現状維持				
5. 東野放課後児童保育室 [S造/3年]	現状維持				






施設の再配置方針 2（学校の再配置方針を踏まえた第三中、第四中、第五中学校区の施設）

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
6. 片山放課後児童 保育室 (片山小学校校舎内) [RC造/55年]	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 施設の存続又は廃止については教育委員会事務局で中学校区ごとに検討した配置方針(「新座市立小中学校の適正規模・適正配置に関する検討報告書」として取りまとめ)に沿ったものとしています。 小学校校舎内の放課後児童保育室で今後も存続する施設については、校舎の長寿命化改修と同時に長寿命化改修を行います。 小学校(義務教育学校)ごとに放課後児童保育室を設置する方針は今後も維持します。 施設廃止後も建物としては利用可能な状態と考えられる放課後児童保育室については、現有施設の他用途への転用などの利活用方法の検討を行います。 			
	統合 (八石放課後児童 保育室の一部を統 合)				
7. 第四放課後児童 保育室 [W造/3年]	統合 (栄放課後児童保 育室の一部を統 合)				
8. 池田放課後児童 保育室 [W造/4年]	統合 (栄放課後児童保 育室の一部を統 合)				
9. 栄放課後児童 保育室 (栄小学校校舎内) [RC造/49年]	統合 (第四放課後児童 保育室及び池田放 課後児童保育室に 統合)				
10. 新開放課後児童 保育室 [第1：LGS造/23年、 第2：W造/14年]	統合 (新座放課後児童 保育室に統合)				
11. 新座放課後児童 保育室 [LGS造/21年]	統合 (新開放課後児童 保育室を統合)				
	移転 (のち、新座小学 校の第四中学校へ の統合に伴い、 現・第四中学校に 移転)				
12. 八石放課後児童 保育室 (八石小学校校舎内) [RC造/56年]	統合 (片山放課後児童 保育室、野寺放課 後児童保育室及び 栗原放課後児童保 育室に統合)				
13. 野寺放課後児童 保育室 [S造/0年]	統合 (八石放課後児童 保育室の一部を統 合)				
14. 栗原放課後児童 保育室 [W造/4年]	統合 (八石放課後児童 保育室の一部を統 合)				

施設の再配置方針3（学校の再配置方針を踏まえた第六中学校区の施設、東野ココフレンド）

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
15. 西堀放課後児童 保育室 [W造/14年]	統合 (新堀放課後児童 保育室及び石神放 課後児童保育室に 統合)	・施設の存続又は廃止については教育委員会事務局で中学校区ごとに検討した配置方針(「新座市立小中学校の適正規模・適正配置に関する検討報告書」として取りまとめ)に沿ったものとしています。			
16. 新堀放課後児童 保育室 [第1(新堀小学校校舎 内):RC造/50年、第2: W造/9年]	長寿命化 (第1)	・小学校校舎内の放課後児童保育室で今後も存続する施設については、校舎の長寿命化改修と同時に長寿命化改修を行います。 ・小学校(義務教育学校)ごとに放課後児童保育室を設置する方針は今後も維持します。			
	統合 (西堀放課後児童 保育室の一部を統 合)				
17. 石神放課後児童 保育室 (石神小学校校舎内) [RC造/49年]	統合 (西堀放課後児童 保育室の一部を統 合。のち、石神小 学校の第六中学校 への統合に伴い、 現・第六中学校に 移転)	・施設廃止後も建物としては利用可能な状態と考えられる放課後児童保育室については、現有施設の他用途への転用などの利活用方法の検討を行います。			
東野ココフレンド [LGS造/50年]	移転 (東野小学校校舎 内の空き教室へ移 転)	ココフレンド事業(子どもの放課後居場所づくり事業)は、本来は小学校の空き教室を活用し実施する事業ですが、東野小学校は教室数に余裕がない状況が続いていることから、旧東野放課後児童保育室の建物を暫定的に使用して事業を実施しています。 当該建物は旧耐震基準に基づき建築された施設であり、築50年を経過していることから、安全性を考慮し、ココフレンド事業で使用できる程度の空き教室数が東野小学校に確保できる目途がついた段階で校舎内に移転するものとします。			

地区別の
配置方針

□児童施設は、子育て世帯の支援と子どもたちの健全育成に必要な施設であり、小学校に通う児童が安心・安全に通所できることが必須となることから、新座市立小学校の校内又は小学校に近接した配置を基本とします。

類型 14：保育園（9施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
第一保育園	東 2-4-3	直営	-	日曜日、祝日 年末年始
第二保育園	栗原 3-7-40	直営		
栄保育園	栄 2-8-17	直営		
西堀保育園	西堀 2-18-3	直営		
北野保育園	北野 2-9-15	直営		
新座保育園	新座 2-14-60	直営		
栗原保育園	栗原 6-7-13	貸付		
北野の森保育園	北野 3-8-27	貸付		
新堀保育園	新堀 2-11-2	貸付		

◆保育園は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設です。高度経済成長期に夫婦共働きの家庭が増え、保育サービスへの需要増に対応するため多くの自治体が公立保育園を設置しました。本市では昭和 40 年代半ばに市営保育園を設置し、その後、徐々に民間が運営する保育園も新設されました。平成 20 年代には待機児童問題が再び注目され、民間の参入が増えています。なお、老朽化した公立保育園は平成 16 年から平成 27 年にかけて建替えを行いました。

施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
第一保育園	2013 年	平成 25 年	12 年	767 ㎡	W 造	新	—	借地
第二保育園	2015 年	平成 27 年	10 年	861 ㎡	S 造	新	—	市有地
栄保育園	2004 年	平成 16 年	21 年	1,169 ㎡	RC 造	新	—	市有地
西堀保育園	2012 年	平成 24 年	13 年	697 ㎡	W 造	新	—	市有地
北野保育園	2014 年	平成 26 年	11 年	799 ㎡	S 造	新	—	借地
新座保育園	2015 年	平成 27 年	10 年	938 ㎡	S 造	新	—	市有地
栗原保育園	2000 年	平成 12 年	25 年	599 ㎡	RC 造	新	—	市有地
北野の森保育園	2001 年	平成 13 年	24 年	496 ㎡	RC 造	新	—	市有地
新堀保育園	2003 年	平成 15 年	22 年	881 ㎡	RC 造	新	—	一部借地
類型平均			16 年	801 ㎡	-	-	-	-

施設に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、少子化の進行が見込まれるため、将来的な需要を見極めるとともに、管理運営手法の変更やあり方を検討していく必要があります。
----------	---

再配置方針の検討に当たっての視点	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスに対する需要と供給の見込み ・社会福祉法人等に貸し付けている施設か否か ・社会福祉法人等が設置する民間保育施設の設置状況
------------------	---

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 第一保育園 (公営) [W造/12年]	現状維持 (廃止検討)	将来的な入園児の推移を注視し、施設の廃止を検討するため、現状維持とします。			
2. 第二保育園 (公営) [S造/10年]	現状維持 (廃止検討)				
3. 栄保育園 (公営) [RC造/21年]	現状維持 (廃止検討)				
4. 西堀保育園 (公営) [W造/13年]	現状維持 (廃止検討)				
5. 北野保育園 (公営) [S造/11年]	現状維持 (廃止検討)				
6. 新座保育園 (公営) [S造/10年]	現状維持 (廃止検討)				
7. 栗原保育園 [RC造/25年]	現状維持 (施設譲渡に向け検討)	将来的な入園児の推移を注視し、施設の譲渡を検討するため、現状維持とします。			
8. 北野の森保育園 [RC造/24年]	現状維持 (施設譲渡に向け検討)				
9. 新堀保育園 [RC造/22年]	現状維持 (施設譲渡に向け検討)				

地区別の配置方針	<p>□保育園は、子育て世帯の支援と子どもたちの健全な発達に必要な施設であり、子育て世帯には身近な施設であることが求められることから、利便性が高く将来的に多くの子育て世帯の居住が見込まれる位置に所在することが望ましいです。このため、新座市立地適正化計画における居住誘導区域内の配置を基本とします。</p>
----------	--

類型 15：消防施設（8施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
消防団第一分団車庫	畑中 2-10-31	直営	-	無し
消防団第二分団車庫	道場 1-10-9	直営		
消防団第三分団車庫	野寺 1-4-10	直営		
消防団第四分団車庫	西堀 3-2-20	直営		
消防団第五分団車庫	野火止 3-13-10	直営		
消防団第六分団車庫	中野 1-5-3	直営		
消防団第七分団車庫	東北 2-16-5	直営		
消防団第八分団車庫	野火止 7-6-18	直営		

- ◆消防組織法第9条により、市町村は消防本部、消防署、消防団の全部又は一部を設けなければならないこととされています。
- ◆消防団車庫は、各分団に配備されている車両や資機材の収納場所、災害時における団員の参集場所、活動拠点として使われています。

施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
	2000年	平成12年						
消防団第一分団車庫	2000年	平成12年	25年	89㎡	LGS造	新	-	市有地
消防団第二分団車庫	1994年	平成6年	31年	80㎡	LGS造	新	-	市有地
消防団第三分団車庫	2013年	平成25年	12年	89㎡	LGS造	新	-	市有地
消防団第四分団車庫	2002年	平成14年	23年	89㎡	LGS造	新	-	借地
消防団第五分団車庫	2025年	令和7年	0年	130㎡	LGS造	新	-	借地
消防団第六分団車庫	2003年	平成15年	22年	93㎡	LGS造	新	-	借地
消防団第七分団車庫	2001年	平成13年	24年	89㎡	LGS造	新	-	市有地
消防団第八分団車庫	2007年	平成19年	18年	89㎡	LGS造	新	-	市有地
類型平均			19年	94㎡	-	-	-	-

施設に関する課題

- ・消防団は常時地域に密着して市民の安全と安心を守る重要な役割を果たしており、消防団車庫はその拠点となることから、現在の施設数を維持することが適当と思われます。

再配置方針の検討に当たっての視点

- ・防災面を考慮すると施設数の減少は望ましくないこと
- ・施設の老朽化度合い（計画期間中は現有施設を継続使用できるか）

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
消防団第一分団車庫 [LGS造/25年]	現状維持	市域バランスを考慮し、当面は現状の施設数を維持することとし、適切に維持管理を行います。 築25年となりますが築50年を目途に更新を行います。			
消防団第二分団車庫 [LGS造/31年]	現状維持	令和7年度に新施設が竣工予定です。			
消防団第三分団車庫 [LGS造/12年]	現状維持	市域バランスを考慮し、当面は現状の施設数を維持することとし、適切に維持管理を行います。 築12年となりますが築50年を目途に更新します。			
消防団第四分団車庫 [LGS造/23年]	現状維持	市域バランスを考慮し、当面は現状の施設数を維持することとし、適切に維持管理を行います。 築23年となりますが築50年を目途に更新します。			
消防団第五分団車庫 [LGS造/0年]	現状維持	令和7年度に新施設が竣工しました。 適切な維持管理を行います。			
消防団第六分団車庫 [LGS造/22年]	現状維持	市域バランスを考慮し、当面は現状の施設数を維持することとし、適切に維持管理を行います。 築22年となりますが築50年を目途に更新します。			
消防団第七分団車庫 [LGS造/24年]	現状維持	市域バランスを考慮し、当面は現状の施設数を維持することとし、適切に維持管理を行います。 築24年となりますが築50年を目途に更新します。			
消防団第八分団車庫 [LGS造/18年]	現状維持	市域バランスを考慮し、当面は現状の施設数を維持することとし、適切に維持管理を行います。 築18年となりますが築50年を目途に更新します。			

地区別の 配置方針

□消防施設は有事の際に市民の安全と安心を守る消防団の拠点となる施設であることから、各種誘導区域の配置によらず、地域に密着した現施設の配置を基本とします。

類型 16：公園施設（2施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
総合運動公園管理事務所	本多 2-8-16	指定管理	-	月曜日、年末年始
栄緑道管理事務所	新塚 5061-2	指定管理		

◆公園は公共性が高い施設のため、行政が設置している例が多いです。本件で対象とするのは総合運動公園管理事務所と栄緑道管理事務所の2施設で、公園そのものではなく公園の附属施設と言えます。

◆総合運動公園管理事務所は、本多2丁目にある総合運動公園の管理事務所です。

◆栄緑道管理事務所は、栄庭球場に隣接し、公園内にはスケート場があります。

施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
総合運動公園管理事務所	1996年	平成8年	29年	456㎡	RC造	新	-	借地
栄緑道管理事務所	1994年	平成6年	31年	147㎡	LGS造	新	-	借地
類型平均			30年	302㎡	-	-	-	-

施設に

関する課題


・建物全体の老朽化が進行しつつあります。

再配置方針の検討に当たっての視点

- ・施設の老朽化度合い（計画期間中は現有施設を継続使用できるか）
- ・建物の構造が長寿命化改修工事になじむのか
- ・公園全体のあり方（施設所管課で検討）

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
総合運動公園管理事務所 [RC造/29年]	長寿命化	築29年を経過するため、長寿命化改修工事を実施します。 ただし公園のあり方と整合を図ります。			
栄緑道管理事務所 [LGS造/31年]	現状維持 (耐用年数まで維持)	軽量鉄骨造で築31年を経過するため、適切な修繕を実施して現状維持とします。			

地区別の配置方針

□公園施設は、緑地やオープンスペースである公園に必要な管理機能を担う施設であることから、現施設の配置を基本とします。

類型 17：自転車駐車場等（6施設）

施設一覧と概要 [施設の設置目的や基本状況]

施設名称	所在地	管理運営	利用料	休館日
三軒屋自転車駐車場	東北 2-28-6	指定管理	有料	無し
三軒屋公園前自転車駐車場	東北 2-27-4	指定管理	有料	
栗原五丁目自転車駐車場	栗原 5-11-28	指定管理	有料	
新座駅南口地下自転車駐車場	野火止 5-2 先	指定管理	有料	
志木駅南口地下自転車駐車場	東北 2-100	指定管理	有料	
志木駅前公衆トイレ	東北 2-38	直営	無料	

- ◆昭和 50 年代において駅周辺や中心市街地での放置自転車が社会問題化し、解決策の一つとして、自転車駐車場が整備されてきました。しかしながら、地価が高額であるなどの理由により施設整備には高額の投資が必要となることから、民間による整備事例は比較的少なく、自治体が整備している事例が多い状況です。
- ◆本市においても、志木駅、新座駅、ひばりヶ丘駅の 3 駅の周辺に計 5 施設の自転車駐車場を整備しました。
- ◆公衆トイレは、地域住民や鉄道利用者へのサービスとして整備しています。ここでは、独立した建物になっている志木駅南口の公衆トイレを対象とします。





施設名称	設置年		築年数	延床面積	構造	耐震基準	大規模な改修実績	土地所有
三軒屋自転車駐車場	1985 年	昭和 60 年	40 年	986 m ²	RC 造	新	未実施	市有地
三軒屋公園前自転車駐車場	1997 年	平成 9 年	28 年	1,393 m ²	S 造	新	—	市有地
栗原五丁目自転車駐車場	1996 年	平成 8 年	29 年	1,425 m ²	S 造	新	—	市有地
新座駅南口地下自転車駐車場	2002 年	平成 14 年	23 年	3,918 m ²	RC 造	新	—	市有地
志木駅南口地下自転車駐車場	2020 年	令和 2 年	5 年	1,737 m ²	RC 造	新	—	市有地
志木駅前公衆トイレ	1989 年	平成元年	36 年	35 m ²	RC 造	新	—	一部借地
類型平均			27 年	1,582 m ²	-	-	-	-

施設に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・三軒屋自転車駐車場と志木駅前公衆トイレは老朽化が進行しています。 ・新たな複合施設や都市計画道路の整備に際して、現在の施設は廃止する必要があります。 ・都市計画施設である一部自転車駐車場の検討に当たっては、近隣の施設の利用状況の把握も必要となります。
-----------------	--

再配置方針の検討に当たっての視点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化度合い（計画期間中は現有施設を継続使用できるか） ・新たな施設や都市計画道路の整備方針 ・他計画（地域公共交通計画）との整合 ・近隣の他の施設で需要を満たすことができるか否か
-------------------------	---

施設の再配置方針

対応時期[短期：～5年、中期：6～10年、長期：11～20年]

対象施設 [構造/築年数]	施設方針	施設方針を導き出した考え方と 計画期間中の対応方針	対応時期		
			短期	中期	長期
1. 三軒屋自転車駐車場 [RC造/40年]	廃止	（仮称）三軒屋公園等複合施設の建設に合わせ廃止します。			
2. 三軒屋公園前自転車駐車場 [S造/28年]	長寿命化	建築後28年経過しており、当面、利用者数の減少は想定されないため、施設存続のための長寿命化改修工事を実施します。			
3. 栗原五丁目自転車駐車場 [S造/29年]	廃止	都市計画道路の整備に伴い、除却が必要となるため既存施設は廃止します。 なお、市内の公共交通ネットワークを維持する必要があるため、今後の自転車駐車場への需要を注視します。			
4. 新座駅南口地下自転車駐車場 [RC造/23年]	長寿命化	建築後23年経過しており、当面、利用者数の減少は想定されないため、施設存続のための長寿命化改修工事を実施します。			
5. 志木駅南口地下自転車駐車場 [RC造/5年]	現状維持	建築後10年未満の施設のため、適切な維持管理を行います。			
6. 志木駅前公衆トイレ [RC造/36年]	現状維持	建築後36年経過。駅前立地であり、今後も必要性は高いと言えます。 平成25年に増築改修工事を実施しているため、適切な維持管理を行います。			

地区別の配置方針	<p>□自転車駐車場等は、駅周辺での放置自転車対策として整備してきた経緯があるため、新座市立地適正化計画における都市拠点（志木駅周辺、新座駅周辺）における配置を基本とします。また、南部地域においては、既存施設の廃止によって供給不足が生じる場合があることから、近隣の民間施設の需給状況やシェアサイクル事業の動向などを注視して必要性を検討していきます。</p>
-----------------	--

4. 集会施設（公民館・コミュニティセンター、ふれあいの家、集会所）の配置状況

(1) 現状の集会施設配置図

